

○北本市協働推進条例施行規則

平成24年10月5日

規則第40号

(趣旨)

第1条 この規則は、北本市協働推進条例（平成24年条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録申請)

第2条 条例第7条第1項の規定による申請は、北本市協働パートナー登録申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 前項の北本市協働パートナー登録申請書には、次の各号に掲げる申請をするものの区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 市民（市内に住所を有する者を除く。） 市内に事務所若しくは事業所を有し、市内の事務所若しくは事業所に勤務し、又は市内の学校に在学することを証する書類

(2) コミュニティ活動団体及び市民公益活動団体（市民公益活動を行う個人を除く。） 次に掲げる書類

ア 規約又は会則

イ 役員名簿及び会員名簿

ウ 申請をする年度の前年度に係る収支決算書及び事業報告書

エ 申請をする年度に係る予算書及び事業計画書

オ アからエまでに掲げるもののほか、団体の運営に関する書類で、市長が必要と認めるもの

(登録決定通知)

第3条 条例第7条第2項の規定による通知は、北本市協働パートナー登録可否決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(登録事項の変更)

第4条 条例第7条第1項の登録を受けた市民等（以下「登録市民等」という。）は、その登録の内容に変更が生じたときは、速やかに、北本市協働パートナー登録事項変更届出書（様式第3号）に、当該変更の内容を示す書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第5条 市長は、登録市民等が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 市民等に該当しなくなったとき。
- (2) 登録の内容に虚偽の事実があるとき。
- (3) 登録市民等から申出があったとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、北本市協働パートナー登録取消決定通知書（様式第4号）により、当該登録を取り消された市民等に通知するものとする。

(提案の方法)

第6条 条例第6条第2項の規定による提案は、次に掲げる書類を市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 北本市協働事業提案書（様式第5号）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(採択の通知)

第7条 条例第8条第2項の規定による通知は、北本市協働事業採択・不採択決定通知書（様式第6号）により行うものとする。

(実績報告)

第8条 協働事業者は、当該協定に係る協働事業が終了したときは、北本市協働事業実績報告書（様式第7号）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(協働事業の実施に係る公表)

第9条 条例第8条第2項の規定による公表は、北本市公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）への掲載及び市政情報コーナーにおける閲覧による方法により行うものとする。

(協働事業の実施予定及び実績の公表)

第10条 条例第10条第1項の規定による公表は、北本市広報発行規則（昭和37年規則第5号）に規定する広報きたもと及びホームページへの掲載その他市長が必要と認める方法により行うものとする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第5号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第13号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

北本市協働パートナー登録申請書

年 月 日

（宛先）北本市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

北本市協働推進条例第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり北本市協働パートナーの登録を申請します。

ふりがな		
氏名又は名称		
連絡先等	住所又は所在地	〒
	電話番号	
	F A X 番号	
	メールアドレス	@
	ホームページ	
活動内容		
活動日時		
活動場所		
活動開始日	年 月 日	
情報紙	<input type="checkbox"/> 発行している（名称 回数 年 回）	
	<input type="checkbox"/> 発行していない	
他団体との連携	<input type="checkbox"/> 単独で市長と協働したい（理由 ）	
	<input type="checkbox"/> 他の団体と連携したい（理由 ）	
	<input type="checkbox"/> 状況により連携してもよい（理由 ）	

備考 個人にあっては別紙 1 を、コミュニティ活動団体にあっては別紙 2 を、市民公益活動団体にあっては別紙 3 を添付してください。

別紙 1 (個人用)

活 動 内 容	
特 技	
市長との協働に対する 考 え 方	
そ の 他	

別紙 3 (市民公益活動団体用)

ふりがな	
代表者名	
活動の種類	<input type="checkbox"/> 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 <input type="checkbox"/> 2 社会教育の推進を図る活動 <input type="checkbox"/> 3 まちづくりの推進を図る活動 <input type="checkbox"/> 4 観光の振興を図る活動 <input type="checkbox"/> 5 農産漁村又は中山間地域の振興を図る活動 <input type="checkbox"/> 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 <input type="checkbox"/> 7 環境の保全を図る活動 <input type="checkbox"/> 8 災害救援活動 <input type="checkbox"/> 9 地域安全活動 <input type="checkbox"/> 10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 <input type="checkbox"/> 11 国際協力の活動 <input type="checkbox"/> 12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 <input type="checkbox"/> 13 子どもの健全育成を図る活動 <input type="checkbox"/> 14 情報化社会の発展を図る活動 <input type="checkbox"/> 15 科学技術の振興を図る活動 <input type="checkbox"/> 16 経済活動の活性化を図る活動 <input type="checkbox"/> 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 <input type="checkbox"/> 18 消費者の保護を図る活動 <input type="checkbox"/> 19 1~18に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 <input type="checkbox"/> 20 その他の活動 ()
会員数	
法人格	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 特定非営利活動法人 <input type="checkbox"/> その他の法人 ()
入会条件	
会費	
その他	

様式第2号（第3条関係）

北本市協働パートナー登録可否決定通知書

第 号
年 月 日

様

北本市長



年 月 日付けの登録の申請について次のとおり決定したので、北本市協働推進条例第7条第2項の規定により通知します。

決定内容
理由

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北本市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、北本市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において北本市を代表する者は、北本市長です。ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第3号（第4条関係）

北本市協働パートナー登録事項変更届出書

年 月 日

（宛先）北本市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

北本市協働パートナー登録の内容に変更が生じたので、北本市協働推進条例施行規則第4条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 登録年月日等 年 月 日付け 第 号
- 2 氏名又は名称
- 3 変更の内容

変更事項	変 更 前	変 更 後

- 4 変更の理由

様式第4号（第5条関係）

北本市協働パートナー登録取消決定通知書

第 号
年 月 日

様

北本市長



北本市協働パートナー登録を取り消したので、北本市協働推進条例施行規則第5条第2項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 登録年月日等 年 月 日付け 第 号
- 2 氏名又は名称
- 3 取消しの理由

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北本市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、北本市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において北本市を代表する者は、北本市長です。ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第5号（第6条関係）

（表）

北本市協働事業提案書

年 月 日

（宛先）北本市長

住 所
提案者 氏 名 ⑩
電話番号

〔 法人その他の団体にあつては、事務所又は
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

北本市協働推進条例第6条第2項の規定により、次のとおり提案します。

事業の名称	
事業の概要	解決したい課題又は把握している市民ニーズ
	事業の目的及び効果
	事業の内容（対象者、事業内容、実施方法等）

備考 ※印欄は、記入しないでください。

(裏)

	<p>事業のスケジュール</p> <p>(事業予定期間 年 月 日～ 年 月 日)</p> <p>事業の役割分担の想定 (提案者の役割)</p> <p>(市に期待する役割)</p>
協働で取り 組む必要性 及び効果・ メリット等	
事業終了後 の取組予定 又は成果の 活 用	
そ の 他	
添 付 資 料	

別紙

北本市協働事業提案収支予算書

事業の名称	
提案者	

(単位：円)

区 分	金 額	積算内訳	備 考
【収入】			
収入合計 (A)			
【支出】			
小 計			
消費税			
合 計 (B)			
収支差額 (A) - (B)			

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

様

北本市長



北本市協働事業採択・不採択決定通知書

年 月 日付で申請のあった協働事業提案について審査した結果、次のとおり決定しましたので、通知します。

事業の名称	
-------	--

1 採択

協働事業担当部署：

2 不採択

理由：

様式第7号（第8条関係）

（表）

年 月 日

北本市協働事業実績報告書

（宛先）北本市長

住 所
報告者 氏 名 ⑩
電話番号

〔 法人その他の団体にあつては、事務所又は
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

協働事業が終了したので、次のとおり報告します。

事業の名称	
協働事業 担当部署	
事業内容	

(裏)

実施期間	
事業効果	
今後の方向性及び課題	
添付書類	

別紙

北本市協働事業収支決算書

事業の名称	
提案者	

(単位：円)

区 分	金 額	積算内訳	備 考
【収入】			
収入合計 (A)			
【支出】			
小 計			
消費税			
合 計 (B)			
収支差額 (A) - (B)			